

## 佐賀西部広域水道企業団ミストシャワー貸出し要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、夏場の暑さ対策として住民の健康増進や快適な街空間の提供に寄与するとともに、水道水のイメージ向上や当企業団の周知を図るため、蛇口に簡易に取付けができるミストシャワーの無料貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出しする物品)

第 2 条 貸し出すことができる物品は次の通りとする。

- (1) ミストシャワー本体(3.6m)
- (2) ミストシャワー延長セット(1.8m)

2 企業長は、ミストシャワーの貸出しを受ける者に対して PR 用パネルを貸与するものとする。

### (使用料)

第 3 条 ミストシャワーの使用料は、無料とする。

### (貸出対象者)

第 4 条 ミストシャワーの貸出しを受けることができる者は、佐賀西部広域水道企業団管内で水道を契約している者であって、次に掲げる者とする。

- (1) 公共施設
- (2) 自治会
- (3) 企業
- (4) 事業所
- (5) 前各号のほか企業長が適当と認める団体

### (貸出申請)

第 5 条 ミストシャワーの貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、貸出しを希望する日の 5 日前までに、佐賀西部広域水道企業団ミストシャワー貸出申請書(様式第 1 号)により、企業長に申請しなければならない。

### (貸出許可)

第 6 条 企業長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、佐賀西部広域水道企業団ミストシャワー貸出許可書(様式第 2 号)を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、次の各号に該当するときは、ミストシャワーの貸出し

を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 宗教活動、政治活動等のために貸出しを受けようとするときと認められるとき。
- (3) 企業団が自ら使用し、又は既に他への貸出しを承認しているとき。
- (4) ミストシャワーを点検し、又は修繕するとき。
- (5) 前各号のほか企業長が貸出しを不適當と認めるとき。

(貸出し、返却場所、設置等)

第 7 条 貸出し及び返却場所は佐賀西部広域水道企業団本庁舎とし、ミストシャワーの貸出許可を受けた者(以下「使用者」という。)と企業団職員両者立合いのもとで行うものとする。

2 ミストシャワーの運搬及び設置は、使用者が行うものとする。

3 ミストシャワーの運搬及び設置に係る費用並びに使用に係る水道料金は、使用者の負担とする。

(貸出期間)

第 8 条 使用者は、ミストシャワーを連続して最長 14 日間使用することができる。ただし、企業長が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

(目的外使用の禁止)

第 9 条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(貸出許可の取消し)

第 10 条 企業長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱の規定に違反したと認められるとき。
  - (2) ミストシャワーの管理上支障があると認められるとき。
  - (3) 前各号のほか企業長が不適當と認めたとき。
- 2 企業長は、前項の貸出許可の取消しによって使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

(使用者の責務)

第 11 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、善良な管理者の注意をもって、ミストシャワーを使用するものとする。

- (2) 使用者は、ミストシャワーの使用を終了したとき、又は第 10 条第 1 項の規定により貸出許可を取り消されたときは、ミストシャワーを十分に清掃し、速やかに返還するものとする。
- (3) 使用者は、企業長が貸与する PR 用パネルを見やすい位置に掲示するものとする。
- (4) 使用者は、ミストシャワーを損傷したとき、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、企業長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第 12 条 企業長は、ミストシャワーの使用により生じた損害について、その責めを負わない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。